

令和2年5月26日

学生の皆さんへ

敬愛大学

学長 三幣利夫

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除による対応について

本学においては、国の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令等を受け、皆さんの健康の確保を第一に考えるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことを目的に、5月4日からの授業はすべて「遠隔授業(オンライン授業)」で実施しています。

大学としましては、教室で実施する対面授業の環境と同等の質を維持出来るよう努めて参ります。

さて、千葉県における緊急事態宣言は、令和2年5月25日(月)に解除されましたが、引き続き県外との往来自粛や「三密」がある場所への外出は避けるよう促しており、決して気を緩めてよい状況ではありません。

については、懸念されている感染拡大の第2波等に備えるためにも、多くの学生、教職員がキャンパスに集うことを避け、集団感染の発生を未然に防ぐため、今後の授業についても、基本的に「遠隔授業(オンライン授業)」を継続することにいたします。(なお、1年ゼミについては、対面授業の実施の可能性を検討いたします。)

学生の皆さんには、本学の判断をご理解いただきますようお願いいたします。

なお、入構制限等の解除については、6月1日(月)に詳細をお知らせいたします。